

2007年11月22日

昭和シェル石油株式会社 東北支店  
支店長 奥田 直雅 様

仙台市青葉区柏木 1-2-45  
宮城県生活協同組合連合会  
会長理事 芳賀唯史  
(公印省略)

### 灯油の供給および価格に関する要請書

向寒の砌 貴社におかれましてはますますご清祥のことと拝察申し上げます。

日ごろ、当連合会の運動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、冬が長く寒い東北に住む私たちにとって「灯油」はなくてはならない生活必需品であり、灯油が適正な価格で、安定的に供給されることが願いです。

しかしながら、中東の政情不安、中国・インドなどの需要拡大、精製設備不足による供給減、大量の先物投資などの影響により原油が高騰しています。

このような中で、生活必需物資である灯油の仕入価格の上昇が続いています。消費の調整ができるガソリンに比べて灯油は必需品であり、価格引き上げについて慎重に、抑制的に実施し、全てのコストや必要利益を消費者に転嫁する政策は控えるべきです。この緊急時にあっては、国と共に元売、卸等が少しずつ負担し合う製販体制を目指すべきです。

元売会社には卸の指導も含めて、「狂乱物価」を回避する適正な在庫の確保、適正妥当な価格を実現する社会的責任があります。

日本国内での灯油の在庫は、低い在庫レベルで推移しています。10月27日現在の灯油在庫量は419万klと前年より大幅に低い水準になっています。この状況が価格急騰の要因にもなり、前年の販売実績によって出荷調整する動きもみられます。実需期が真近に迫っていますので早急に在庫確保して量の不安を払拭すべきです。

元売各社は社会的責任として、安定的に供給を行う義務と透明性のある価格を消費者にわかりやすく説明する責任があり、以下のことを強く要請いたします。

#### 記

1. 東北に暮らす私たちにとって、冬には欠かすことができない「灯油」の在庫量を昨年と同水準までに確保されること。
2. 灯油価格は北国の消費者にとって公共料金にも等しいものであり、とりわけ高齢者、一人暮らしの世帯にとって値上げは大きな問題です。価格の変動に際しては、消費者が納得のいくコスト要因を公表されること。

3. 系列店に対しても、灯油の在庫をコントロールしながらの石油価格上昇コスト以上の高い価格を押し付けないこと。

石油情報センター発行資料（ウイークリーオイルマーケットレビュー）によると元売の特約店に対する卸売価格は、元売のコストアップ分で1㊦当たり10月1.6円上昇、11月4.6円、10-11月の2ヵ月間で6.2円の上昇見通しとなっています。

実際の仕切価格は、さらに、この卸売価格に「未転嫁分がある」として、上積みされた実際の卸売価格が適用されています。私共が適用されている「仕切価格」は、10-11月の2ヵ月間で11.5円の大幅値上げになっています。『実に、コストアップ分と同額に近い、未転嫁分の上積みをしている』ということが出来ます。先物原油価格の高騰をいいことに、「千載一遇」的な卸売価格の上昇を図っているといえます。原油高騰に便乗した独占的商品の価格吊り上げは社会的に許されるものではありません。

以上